

令和3年度（2021年度）八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減給付費実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、特定教育・保育施設及び保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設（以下これらを「私立幼稚園等」という。）に在籍する小学校就学前子どもの保護者の負担を軽減し、もって幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）私立幼稚園

学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める私立の幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）の確認を受けた幼稚園を除く。）及び特別支援学校の幼稚部をいう。

（2）幼稚園類似の幼児施設

私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（昭和58年7月12日58総学一第138号）に規定する東京都知事が認定した施設をいう。

（3）保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設

私立幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設以外の幼児教育を目的とする施設で、別表6の基準に基づき、市長が認定した施設をいう。

（4）特定教育・保育施設

法第27条第1項に規定する施設のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び幼稚園（特定教育・保育施設の確認を受けた幼稚園に限る。）であって、国及び地方公共団体以外のもので設置する施設をいう。

（5）幼児

当該年度の4月1日（又は満3歳に達した日）から3月31日までにおいて、特に市長が認めた場合を除き八王子市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記載されている満3歳から小学校就学の始期に達するまでの私立幼稚園等に在籍する幼児（学校教育法第18条の定めにより、就学させる義務を猶予又は免除された保護者の子が私立幼稚園等に通園している場合には、これらの者を含む。）をいう。

（6）満3歳未満の幼児

当該年度の4月1日から3月31日までにおいて、特に市長が認めた場合を除き市の住民基本台帳に登載され、私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設に在籍する満3歳に達する前の者をいう。

（7）1号認定子ども

法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとして同法第20条第4項に定める認定を受けた幼児をいう。

(8) 保護者

幼児と同一の世帯に属する者又は幼児が入所している養護施設の長で、当該幼児を私立幼稚園等に入園させ、入園料、保育料等を納入したもの又は当該幼児に対する親権を有する者で、市長が認めた場合を除き園児等を現に監護するものをいう。

(9) 支給認定保護者

特定教育・保育施設の1号認定子どもと同一の世帯に属する者又は1号認定子どもが入所している養護施設の長で、当該特定教育・保育第1号認定子どもを特定教育・保育施設に入園させるもの又は当該幼児に対する親権を有する者で、市長が認めた場合を除き園児等を現に監護するものをいう。

(10) 施設等利用給付認定保護者

施設等利用給付認定子ども（法第30条の4に掲げる小学校就学前子どもとして同法第30条の5に規定する施設等利用給付認定を受けている者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する者又は施設等利用給付認定子どもが入所している養護施設の長で、当該施設等利用給付認定子どもを私立の特定子ども・子育て支援施設に入園させ、保育料等を納入したものをいう。

(11) 保護者と生計を一にする兄・姉

保護者と生計を一にし、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 保護者が現に監護する未成年

イ 未成年であったときに、保護者が現に監護していた者

ウ 保護者又はその配偶者の直系卑属（ア及びイを除く。）

(12) 世帯

同一の住居に居住し、生計を一にしている者の集まりをいう。ただし居住が別であっても経済的には一体性があると認められるときは、同一世帯とみなす。

(13) 入園料

私立幼稚園等において園則に入園料と定めがあるもの又は特定教育・保育施設において特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条の規定により徴収するものであって園則等に入園料と定めがあるもののうち、当該年度の入園に当たって納入すべき額をいう。

(14) 保育料等

入園料、保育料（園則に規定され、当該年度中に当該年度分として納入すべき額（月額保育料に在籍する月数を乗じた額）をいう。）及びその他の納付金（園則に規定され、当該年度中に当該年度分として納入すべき額をいう。）を合計したものをいう。

(15) 特定負担額

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第3項に規定する額をいう。

(16) 施設等利用費

法第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援に要した費用について支給する費用をいう。

(17) ひとり親世帯等

保護者又は保護者と同一の世帯に属するものが以下に該当する世帯をいう。

ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者（ただし、保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。）

ウ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

エ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）

キ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）

ク その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

(18) 児童心理治療施設通所部

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 43 条の 2 に定める児童心理治療施設のうち、通所により社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うこと等を目的とした施設をいう。

(19) 児童発達支援

児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に定める支援をいう。

(20) 医療型児童発達支援

児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に定める支援をいう。

(21) 特例保育

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号に定める特例保育をいう。

(22) 家庭的保育事業等

児童福祉法第 24 条第 2 項に定める家庭的保育事業等をいう。

（給付対象者）

第 4 条 本要綱に規定する給付費の給付対象者は、別表 1 から 5 までに規定する保護者とする。

（給付対象期間）

第 5 条 給付対象期間は、当該年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間に現に保育料等及び主食費を納入した月

数（途中入園若しくは途中退園若しくは当該年度4月1日以降に市へ転入した者又は市から転出した者に係る給付対象期間については、別に定める。）とする。

（給付対象経費）

第6条 本要綱に規定する給付費の対象経費は、別表1から5までに規定する対象経費とする。

（給付額）

第7条 保護者に給付する額（以下「給付額」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、いずれも他の市区町村において本給付費と同趣旨の給付又は補助制度の適用を受けた月は対象としない。

(1) 別表1の給付額

別表1に規定する保護者に対する給付額は、別表1の表1_1の区分の部に応じた各幼児の補助額の合算額とする。

ただし、保護者が納入すべき各幼児の保育料の月額から施設等利用費の月額を控除した金額（以下この号において「当月の給付限度額」という。）が、別表1に規定する給付単価（月額）に満たないときは、当月の給付限度額を上限として適用を認める。

(2) 別表2の給付額

別表2に規定する保護者に対する給付額は、次のアとイを乗じて得た額の合計額とする。

ただし、保護者が納入すべき保育料等及び主食費の月額（以下この号において「当月の給付限度額」という。）が、別表2に規定する給付単価（月額）に満たないときは、当月の給付限度額を上限として適用を認める。

ア 別表2に規定する幼児一人当たりの給付単価

イ 別表2に規定する世帯において、保護者が幼稚園類似の幼児施設又は保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設に保育料等を納入した幼児の数

(3) 別表3の給付額

別表3に規定する保護者に対する給付額は、次のアとイを乗じて得た額の合計額とする。

ただし、保護者が納入すべき保育料等の月額及び主食費の月額の合計額から施設等利用費の月額及び前々号の規定により算出した給付額を控除した月額（以下この号において「当月の給付限度額」という。）が別表3に規定する給付単価（月額）に満たないときは、当月の給付限度額を上限として適用を認める。

ア 別表3に定める幼児一人当たりの給付単価

イ 保護者が私立幼稚園に保育料等を納入した幼児の数

(4) 別表4の給付額

別表4に規定する保護者に対する給付額は、別表4の表4_1の区分の部に応じた各幼児の補助額の合算額とする。

ただし、保護者が納入する特定負担額及び主食費の月額の合計額が、別表4に規定する給付単価（月額）に満たないときは、当該特定負担額及び主食費の月額の合計額を限度として適用を認める。

(5) 別表5の給付額

別表5に規定する保護者に対する給付額は、次のアとイを乗じて得た額の合計額とする。

ア 別表5に定める幼児一人当たりの給付単価

イ 保護者が私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設に保育料を納入した幼児の数

2 転園を伴わずに他の市区町村から転入してきた場合の前項第1号、第2号又は第4号に係る給付額は、前項の規定にかかわらず、前項各号の規定により算出した給付額から他の市区町村による既給付決定額

(100円未満の端数があるときは、端数を切り捨てる。)を除して得た額を上限額とする。

- 3 年度途中の入園、転園を伴い他の市区町村から転入してきた場合又は当該年度の途中で満3歳の誕生日を迎えた場合の給付額算定方法は別に定める。
- 4 令和3年(2021年)4月から令和3年(2021年)8月までの給付額については、別表1又は別表4に規定する給付額の決定において、婚姻によらないひとり親世帯は、寡婦(寡夫)控除をみなし適用し、一般の寡婦・寡夫又は特別の寡婦に該当する控除額を所得控除の額に加えて得た額により算出した市区町村民税所得割課税額により適用する。

(申請)

第8条 本要綱に係る給付費を申請する者は、次の各号に掲げる書類を次条に規定する期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設又は保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設に在籍する幼児の保護者

前条第1項第1号から第3号まで又は第5号に係る給付費を申請する保護者は、申請書(第1-1号様式)、在籍証明書、保育料等納入済証明書、幼児の属する世帯の住民税の課税状況を証明する書類(前条第1項第1号に係る給付費を申請する保護者に限る。)及びその他市長が必要と認める書類

- (2) 特定教育・保育施設に在籍する支給認定保護者

前条第1項第4号に係る給付費を申請する保護者は、申請書(第2号様式)及びその他市長が必要と認める書類

- 2 第1項第1号に規定する申請書の提出は、申請書(第1-2号様式)を用いることで、在籍する施設を通じて行うことができる。
- 3 第1項第1号に規定する課税状況を証明する書類は、市が所有する公簿で課税状況を確認できるときは、省略することができる。
- 4 年度途中で満3歳に達した日を迎えた幼児の保護者において、前条第1項第1号から第3号までに規定する給付費を申請した保護者は、前条第1項第5号に係る給付費の申請を行った者としてみなす。また、年度途中で満3歳に達した日を迎えた幼児の保護者において、前条第1項第5号に規定する給付費を申請した保護者は、前条第1項第1号から第3号までに係る給付費の申請を行った者としてみなす。

(申請期限)

第9条 前条第1項各号に規定する給付費の申請は、当該年度の3月7日(この日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他の休日(以下これらを「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日とする。)までに市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中に入園した者で、特別の事情により期限までに提出できない場合は、申請期限を当該年度の3月31日まで変更することができる。

(申請内容の変更)

第10条 第8条の規定により申請した保護者は、その申請内容に変更が生じたときは、申請内容変更届(第3号様式)により速やかに市長に届け出なければならない。また、本届出の有無にかかわらず、市長は必要に応じて、申請内容についての調査を行い又は私立幼稚園等に報告を求めることができる。

(給付額に関する調査)

第11条 市長は、給付額に関し必要と認めたときは、給付額の支給を受けた保護者又は私立幼稚園等の設置

者に対し、報告を求め、又は実態調査を行うものとする。

(給付額の取消及び返還)

第 12 条 市長は、前条に規定する調査の結果、偽りその他不正の手段により給付額の支給を受けたことが判明した場合は、保護者又は支給認定保護者に対し、給付額の決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に給付額が支給されているときは期限を定めて返還を命じることができる。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、給付費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、決定の日から施行し、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から適用する。

2 令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの期間であっても、申請時において利用料が確定した日（翌月 1 日）から起算して 2 年を経過していない場合で、かつ令和元年度（2019 年度）八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減給付費実施要綱及び令和元年度（2019 年度）八王子市私立幼稚園等満 3 歳未満園児保護者負担軽減給付費実施要綱並びに令和 2 年度（2020 年度）八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減給付費実施要綱及び令和 2 年度（2020 年度）八王子市私立幼稚園等満 3 歳未満園児保護者負担軽減給付費実施要綱による給付費を支弁していない場合は、本要綱による給付対象期間とする。

なお、給付額の算定にあたっては、別表 1 又は別表 4 に規定する給付額の決定において、婚姻によらないひとり親世帯は、寡婦（寡夫）控除をみなし適用し、一般の寡婦・寡夫又は特別の寡婦に該当する控除額を所得控除の額に加えて得た額により算出した市区町村民税所得割課税額により適用する。

3 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間であっても、令和 2 年度（2020 年度）八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減給付費実施要綱及び令和 2 年度（2020 年度）八王子市私立幼稚園等満 3 歳未満園児保護者負担軽減給付費実施要綱による給付費を支弁していない場合は、本要綱による給付対象期間とする。

なお、給付額の算定にあたっては、別表 1 又は別表 4 に規定する給付額の決定において、婚姻によらないひとり親世帯は、寡婦（寡夫）控除をみなし適用し、一般の寡婦・寡夫又は特別の寡婦に該当する控除額を所得控除の額に加えて得た額により算出した市区町村民税所得割課税額により適用する。

4 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに支弁済みの給付額であっても、第 11 条の規定に基づき申請内容についての調査を行った結果、給付額が変更となり、利用料が確定した日（翌月 1 日）から起算して 2 年を経過していない場合は、本要綱の給付対象期間とすることができる。

別表1 園児保護者負担軽減給付費I

1 対象者

特定子ども・子育て支援施設等のうち私立幼稚園に在籍する幼児（施設等利用給付認定子どもに限る。）の保護者

2 対象経費

上記1に規定する対象者が私立幼稚園に実際に納入した保育料（表1_1の（注1）に規定する世帯については、その他の納付金も給付対象経費に含む。）とする。ただし、他の市区町村における本給付費と同趣旨の給付又は補助制度の適用を受けた月は対象としない。

3 給付額

（表1_1）

| 区分 | 所得の基準 | 給付単価（月額） | | |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------|--------------------------|
| | | 1人在籍の場合及び同一世帯から2人以上在籍している場合の最年長の幼児（第1子） | 以下（注3）の何れかに該当する幼児（第2子） | 以下（注3）の何れかに該当する幼児（第3子以降） |
| 1 | ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ・区分2のうちひとり親世帯等 | 6,200円 | 6,200円 | 6,200円 |
| 2 | ・市民税所得割非課税世帯 ・区分3のうちひとり親世帯等 | 3,200円 | 6,200円 | 6,200円 |
| 3 | 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。以下同じ。）が77,100円以下又は表1_2の区分3に定める基準額（注4）以下の世帯（区分1及び区分2に該当する世帯を除く。）（注5） | 1,800円 | 1,800円 | 6,200円 |
| 4 | 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が211,200円以下又は表1_2の区分4に定める基準額（注4）以下の世帯（注5） | 1,800円 | 1,800円 | 5,600円 |
| 5 | 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が256,300円以下又は表1_2の区分5に定める基準額（注4）以下の世帯（注5） | 1,800円 | 1,800円 | 5,000円 |
| 6 | 上記区分以外の世帯 | 1,800円 | 1,800円 | 1,800円 |

（注1）給付対象経費にその他の納付金を含む世帯は、以下のとおりとする。

ア 区分1及び区分2の世帯

イ 区分3から区分5までの「第3子以降」に該当する幼児を有する世帯

（注2）本表において生活保護法の規定による保護を受けている世帯とは、生活保護法第11条第1項に規定する保護を現に受けている世帯とする。

（注3）

ア 私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、保育所（東京都認証保育所を含む。）、認定こども園、特別支

援学校幼稚部に在籍する兄・姉を有する幼児

イ 小学校1～3年生の兄・姉を有する幼児（小学校就学前子どもについては、施設等利用給付認定子ども及び教育・保育給付1号認定子どもに限る）

ウ 児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄・姉を有する幼児

エ 特例保育を受ける就学前児童の兄・姉を有する幼児

オ 家庭的保育事業等による保育を受ける就学前児童の兄・姉を有する幼児

カ 次のいずれかに該当する場合は、ア～オの規定にかかわらず、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児

(ア) 区分1から3までに該当する世帯（法第28条第1項第3号の定めにより特例施設型給付費の支給を受ける者の属する世帯についてはひとり親世帯等に限る。）

(イ) 法第28条第1項第3号の定めにより特例施設型給付費の支給を受ける者の属する世帯（ひとり親世帯等を除く。）のうち、区市町村民税の所得割課税の額が57,699円以下の世帯

(注4) 市の判断により、年少扶養控除廃止に伴う影響を考慮して補助基準額を変動させることにより階層区分を判定する扱いとしている場合に限る。

(注5) 指定都市についても、旧税率により算出した所得割課税の額及び税額控除額を用いて階層区分を判定する。ただし、やむを得ない場合は新税率により算出された所得割課税の額に6/8を乗じた額をもって階層区分を判定することができる。

(表1_2)

| 区分 | 19歳未満の扶養親族の数 | | 基準額 (上限額) | 給付単価(月額) (円) | | | |
|----|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------|
| | ①16歳未満 | ②16歳以上 19歳未満 | | 市民税 所得割 課税額 (円) | 1人在籍の場合及 び同一世帯から2 人以上在籍してい る場合の最年長の 幼児 (第1子) | 表1_1の(注 3)の何れかに 該当する幼児 (第2子) | 表1_1の(注 3)の何れかに 該当する幼児 (第3子以降) |
| | <加算単価> 第3区分 : 21,300円 第4・5区分 : 19,800円 | <加算単価> 第3区分 : 11,100円 第4・5区分 : 7,200円 | | | | | |
| 3 | 0人 | 0人 | 0人 | 34,500 | - | - | - |
| | 1人 | 1人 | 0人 | 55,800 | 1,800 | 1,800 | 6,200 |
| | 2人 | 1人 | 1人 | 66,900 | 1,800 | 1,800 | 6,200 |
| | 2人 | 2人 | 0人 | 77,100 | 1,800 | 1,800 | 6,200 |
| | 3人 | 1人 | 2人 | 78,000 | 1,800 | 1,800 | 6,200 |
| | 3人 | 2人 | 1人 | 88,200 | 1,800 | 1,800 | 6,200 |
| | 3人 | 3人 | 0人 | 98,400 | 1,800 | 1,800 | 6,200 |
| | 4人 | 1人 | 3人 | 89,100 | 1,800 | 1,800 | 6,200 |
| | 4人 | 2人 | 2人 | 99,300 | 1,800 | 1,800 | 6,200 |
| | 4人 | 3人 | 1人 | 109,500 | 1,800 | 1,800 | 6,200 |
| | 4人 | 4人 | 0人 | 119,700 | 1,800 | 1,800 | 6,200 |
| | 5人 | 1人 | 4人 | 100,200 | 1,800 | 1,800 | 6,200 |
| | 5人 | 2人 | 3人 | 110,400 | 1,800 | 1,800 | 6,200 |
| | 5人 | 3人 | 2人 | 120,600 | 1,800 | 1,800 | 6,200 |
| | 5人 | 4人 | 1人 | 130,800 | 1,800 | 1,800 | 6,200 |
| | 5人 | 5人 | 0人 | 141,000 | 1,800 | 1,800 | 6,200 |
| 4 | 0人 | 0人 | 0人 | 171,600 | - | - | - |
| | 1人 | 1人 | 0人 | 191,400 | 1,800 | 1,800 | 5,600 |
| | 2人 | 1人 | 1人 | 198,600 | 1,800 | 1,800 | 5,600 |
| | 2人 | 2人 | 0人 | 211,200 | 1,800 | 1,800 | 5,600 |
| | 3人 | 1人 | 2人 | 205,800 | 1,800 | 1,800 | 5,600 |
| | 3人 | 2人 | 1人 | 218,400 | 1,800 | 1,800 | 5,600 |
| | 3人 | 3人 | 0人 | 231,000 | 1,800 | 1,800 | 5,600 |
| | 4人 | 1人 | 3人 | 213,000 | 1,800 | 1,800 | 5,600 |
| | 4人 | 2人 | 2人 | 225,600 | 1,800 | 1,800 | 5,600 |
| | 4人 | 3人 | 1人 | 238,200 | 1,800 | 1,800 | 5,600 |
| | 4人 | 4人 | 0人 | 250,800 | 1,800 | 1,800 | 5,600 |
| | 5人 | 1人 | 4人 | 220,200 | 1,800 | 1,800 | 5,600 |
| | 5人 | 2人 | 3人 | 232,800 | 1,800 | 1,800 | 5,600 |
| | 5人 | 3人 | 2人 | 245,400 | 1,800 | 1,800 | 5,600 |
| | 5人 | 4人 | 1人 | 258,000 | 1,800 | 1,800 | 5,600 |
| | 5人 | 5人 | 0人 | 270,600 | 1,800 | 1,800 | 5,600 |
| 5 | 0人 | 0人 | 0人 | 216,700 | - | - | - |
| | 1人 | 1人 | 0人 | 236,500 | 1,800 | 1,800 | 5,000 |
| | 2人 | 1人 | 1人 | 243,700 | 1,800 | 1,800 | 5,000 |
| | 2人 | 2人 | 0人 | 256,300 | 1,800 | 1,800 | 5,000 |
| | 3人 | 1人 | 2人 | 250,900 | 1,800 | 1,800 | 5,000 |
| | 3人 | 2人 | 1人 | 263,500 | 1,800 | 1,800 | 5,000 |
| | 3人 | 3人 | 0人 | 276,100 | 1,800 | 1,800 | 5,000 |
| | 4人 | 1人 | 3人 | 258,100 | 1,800 | 1,800 | 5,000 |
| | 4人 | 2人 | 2人 | 270,700 | 1,800 | 1,800 | 5,000 |
| | 4人 | 3人 | 1人 | 283,300 | 1,800 | 1,800 | 5,000 |
| | 4人 | 4人 | 0人 | 295,900 | 1,800 | 1,800 | 5,000 |
| | 5人 | 1人 | 4人 | 265,300 | 1,800 | 1,800 | 5,000 |

| | | | | | | | |
|--|----|----|----|---------|-------|-------|-------|
| | 5人 | 2人 | 3人 | 277,900 | 1,800 | 1,800 | 5,000 |
| | 5人 | 3人 | 2人 | 290,500 | 1,800 | 1,800 | 5,000 |
| | 5人 | 4人 | 1人 | 303,100 | 1,800 | 1,800 | 5,000 |
| | 5人 | 5人 | 0人 | 315,700 | 1,800 | 1,800 | 5,000 |

※ 年齢は、当該年度の4月から8月分までは当該年度の前々年の12月31日現在で、9月から翌年3月分までは当該年度の前年の12月31日現在で計算する。

※ 6人以上の場合の基準は、区分3については34,500円、区分4については171,600円、区分5については216,700円に、それぞれ19歳未満の扶養親族の数に応じた加算単価を加えた額とする。

別表2 園児保護者負担軽減給付費Ⅱ

1 対象者

- (1) 幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者
- (2) 保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設に在籍する幼児の保護者
- (3) (1)又は(2)の要件を満たし、かつ月の初日に幼児が在籍し、月額利用の契約をしている者

2 対象経費

上記1に規定する対象者が幼稚園類似の幼児施設又は保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設私立幼稚園に実際に納入した保育料等及び主食費

3 対象除外

次の各号に掲げる項目に該当する場合は、園児保護者負担軽減給付費Ⅱの給付対象としない。

- (1) 施設等利用給付認定子どもとして施設等利用費の支給がある場合
- (2) 他の市区町村における本給付費と同趣旨の給付制度又は補助制度の適用を受けた月

4 給付単価（月額） 31,000円

別表3 園児保護者負担軽減給付費Ⅲ

1 対象者

私立幼稚園に在籍する幼児の保護者

2 対象経費

上記1に規定する対象者が私立幼稚園に実際に納入した保育料等（当該年度において施設等利用費の給付を受ける場合は、保育料等の納入総額から当該補助又は給付を受けた額を控除した額）及び主食費から別表1の規定により給付された額を控除した額

3 対象除外

次の各号に掲げる項目に該当する場合は、園児保護者負担軽減給付費Ⅲの給付対象としない。

- (1) 別表5による給付を受けた月
- (2) 他の市区町村における本給付費と同趣旨の給付制度又は補助制度の適用を受けた月
- (3) 八王子市認可外保育施設保護者負担軽減給付費等、市における本給付費と同趣旨の給付制度又は補助制度による給付を受けた月

4 給付単価（月額） 3,500円

別表4 園児保護者負担軽減給付費IV

1 対象者

幼児のうち特定教育・保育施設に在籍する支給認定保護者

2 対象経費

保護者が特定教育・保育施設に実際に納入した特定負担額（特定負担額に係る対象経費は、月額 100 円未満を切り捨てた額とする。）及び主食費。ただし、他の市区町村における本給付費と同趣旨の給付制度又は補助制度の適用を受けた月は対象としない。

3 給付額

(表 4_1)

| 区分 | 所得の基準 | 給付単価（月額） | | |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------|--------------------------|
| | | 1 人在籍の場合及び同一世帯から2人以上在籍している場合の最年長の幼児（第1子） | 以下（注2）の何れかに該当する幼児（第2子） | 以下（注2）の何れかに該当する幼児（第3子以降） |
| 1 | ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ・区分2のうちひとり親世帯等 | 6,200 円 | 6,200 円 | 6,200 円 |
| 2 | 市民税所得割非課税世帯 区分3のうちひとり親世帯等 | 3,500 円 | 6,200 円 | 6,200 円 |
| 3 | 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。以下同じ。）が 77,100 円以下又は表 4_2 の区分3に定める基準額（注3）以下の世帯（区分1及び区分2に該当する世帯を除く。）（注4） | 3,500 円 | 3,500 円 | 6,200 円 |
| 4 | 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が 211,200 円以下又は表 4_2 の区分4に定める基準額（注3）以下の世帯（注4） | 3,500 円 | 3,500 円 | 5,600 円 |
| 5 | 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が 256,300 円以下又は表 4_2 の区分5に定める基準額（注3）以下の世帯（注4） | 3,500 円 | 3,500 円 | 5,000 円 |
| 6 | 上記区分以外の世帯 | 3,500 円 | 3,500 円 | 3,500 円 |

(注1) 本表において生活保護法の規定による保護を受けている世帯とは、生活保護法第 11 条第 1 項に規定する保護を現に受けている世帯とする。

(注2)

ア 幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、保育所（東京都認証保育所を含む。）、認定こども園、特別支援学校幼稚部に在籍する兄・姉を有する幼児

イ 小学校1～3年生の兄・姉を有する幼児（小学校就学前子どもについては、施設等利用給付認定子ども及び教育・保育給付1号認定子どもに限る。）

- ウ 児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄・姉を有する幼児
 - エ 特例保育を受ける就学前児童の兄・姉を有する幼児
 - オ 家庭的保育事業等による保育を受ける就学前児童の兄・姉を有する幼児
 - カ 次のいずれかに該当する場合は、ア～オの規定にかかわらず、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児
 - (ア) 区分1から3までに該当する世帯（支援法第28条第1項第3号の定めにより特例施設型給付費の支給を受ける者の属する世帯についてはひとり親世帯等に限る）
 - (イ) 支援法第28条第1項第3号の定めにより特例施設型給付費の支給を受ける者の属する世帯（ひとり親世帯等を除く）のうち、区市町村民税の所得割課税の額が57,699円以下の世帯
- (注3) 区市町村の判断により、年少扶養控除廃止に伴う影響を考慮して補助基準額を変動させることにより階層区分を判定する扱いとしている場合に限る。
- (注4) 指定都市についても、旧税率により算出した所得割課税の額及び税額控除額を用いて階層区分を判定する。ただし、やむを得ない場合は新税率により算出された所得割課税の額に6/8を乗じた額をもって階層区分を判定することができる。

(表4_2)

| 区分 | 19歳未満の扶養親族の数 | | | 基準額 (上限額) | 給付単価(月額) (円) | | |
|----|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------|-------|
| | ①16歳未満 | ②16歳以上 19歳未満 | 市民税 所得割 課税額 (円) | 1人在籍の場合及 び同一世帯から2 人以上在籍してい る場合の最年長の 幼児 (第1子) | 表4_1の(注2) の何れかに該当す る幼児 (第2子) | 表4_1の(注 2)の何れかに 該当する幼児 (第3子以降) | |
| | <加算単価> 第3区分 : 21,300円 第4・5区分 : 19,800円 | <加算単価> 第3区分 : 11,100円 第4・5区分 : 7,200円 | | | | | |
| 3 | 0人 | 0人 | 0人 | 34,500 | - | - | - |
| | 1人 | 1人 | 0人 | 55,800 | 3,500 | 3,500 | 6,200 |
| | 2人 | 1人 | 1人 | 66,900 | 3,500 | 3,500 | 6,200 |
| | 2人 | 2人 | 0人 | 77,100 | 3,500 | 3,500 | 6,200 |
| | 3人 | 1人 | 2人 | 78,000 | 3,500 | 3,500 | 6,200 |
| | 3人 | 2人 | 1人 | 88,200 | 3,500 | 3,500 | 6,200 |
| | 3人 | 3人 | 0人 | 98,400 | 3,500 | 3,500 | 6,200 |
| | 4人 | 1人 | 3人 | 89,100 | 3,500 | 3,500 | 6,200 |
| | 4人 | 2人 | 2人 | 99,300 | 3,500 | 3,500 | 6,200 |
| | 4人 | 3人 | 1人 | 109,500 | 3,500 | 3,500 | 6,200 |
| | 4人 | 4人 | 0人 | 119,700 | 3,500 | 3,500 | 6,200 |
| | 5人 | 1人 | 4人 | 100,200 | 3,500 | 3,500 | 6,200 |
| | 5人 | 2人 | 3人 | 110,400 | 3,500 | 3,500 | 6,200 |
| | 5人 | 3人 | 2人 | 120,600 | 3,500 | 3,500 | 6,200 |
| | 5人 | 4人 | 1人 | 130,800 | 3,500 | 3,500 | 6,200 |
| | 4 | 0人 | 0人 | 0人 | 171,600 | - | - |
| 1人 | | 1人 | 0人 | 191,400 | 3,500 | 3,500 | 5,600 |
| 2人 | | 1人 | 1人 | 198,600 | 3,500 | 3,500 | 5,600 |
| 2人 | | 2人 | 0人 | 211,200 | 3,500 | 3,500 | 5,600 |
| 3人 | | 1人 | 2人 | 205,800 | 3,500 | 3,500 | 5,600 |
| 3人 | | 2人 | 1人 | 218,400 | 3,500 | 3,500 | 5,600 |
| 3人 | | 3人 | 0人 | 231,000 | 3,500 | 3,500 | 5,600 |
| 4人 | | 1人 | 3人 | 213,000 | 3,500 | 3,500 | 5,600 |
| 4人 | | 2人 | 2人 | 225,600 | 3,500 | 3,500 | 5,600 |
| 4人 | | 3人 | 1人 | 238,200 | 3,500 | 3,500 | 5,600 |
| 4人 | | 4人 | 0人 | 250,800 | 3,500 | 3,500 | 5,600 |
| 5人 | | 1人 | 4人 | 220,200 | 3,500 | 3,500 | 5,600 |
| 5人 | | 2人 | 3人 | 232,800 | 3,500 | 3,500 | 5,600 |
| 5人 | | 3人 | 2人 | 245,400 | 3,500 | 3,500 | 5,600 |
| 5人 | | 4人 | 1人 | 258,000 | 3,500 | 3,500 | 5,600 |
| 5人 | | 5人 | 0人 | 270,600 | 3,500 | 3,500 | 5,600 |
| 5 | 0人 | 0人 | 0人 | 216,700 | - | - | - |
| | 1人 | 1人 | 0人 | 236,500 | 3,500 | 3,500 | 5,000 |
| | 2人 | 1人 | 1人 | 243,700 | 3,500 | 3,500 | 5,000 |
| | 2人 | 2人 | 0人 | 256,300 | 3,500 | 3,500 | 5,000 |
| | 3人 | 1人 | 2人 | 250,900 | 3,500 | 3,500 | 5,000 |
| | 3人 | 2人 | 1人 | 263,500 | 3,500 | 3,500 | 5,000 |
| | 3人 | 3人 | 0人 | 276,100 | 3,500 | 3,500 | 5,000 |
| | 4人 | 1人 | 3人 | 258,100 | 3,500 | 3,500 | 5,000 |
| | 4人 | 2人 | 2人 | 270,700 | 3,500 | 3,500 | 5,000 |
| | 4人 | 3人 | 1人 | 283,300 | 3,500 | 3,500 | 5,000 |
| 4人 | 4人 | 0人 | 295,900 | 3,500 | 3,500 | 5,000 | |

| | | | | | | |
|----|----|----|---------|-------|-------|-------|
| 5人 | 1人 | 4人 | 265,300 | 3,500 | 3,500 | 5,000 |
| 5人 | 2人 | 3人 | 277,900 | 3,500 | 3,500 | 5,000 |
| 5人 | 3人 | 2人 | 290,500 | 3,500 | 3,500 | 5,000 |
| 5人 | 4人 | 1人 | 303,100 | 3,500 | 3,500 | 5,000 |
| 5人 | 5人 | 0人 | 315,700 | 3,500 | 3,500 | 5,000 |

※ 年齢は、当該年度の4月から8月分までは当該年度の前々年の12月31日現在で、9月から翌年3月分までは当該年度の前年の12月31日現在で計算する。

※ 6人以上の場合の基準は、区分3については34,500円、区分4については171,600円、区分5については216,700円に、それぞれ19歳未満の扶養親族の数に応じた加算単価を加えた額とする。

別表5 園児保護者負担軽減給付費V

1 対象者

以下の各号に掲げる要件を満たす満3歳未満の幼児の保護者

- (1) 満3歳未満の幼児が在籍する私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設に満3歳クラスの学級編成があること
- (2) 前号に掲げる私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設の満3歳クラスの各月の保育料と満3歳未満の幼児の保護者が納付すべき保育料が同額であること
- (3) 第1号に掲げる私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設に満3歳未満の幼児が実際に登園し、当該幼児の保護者が私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設に前号に規定する保育料と同一の額を納付していること

2 対象経費

上記1に規定する対象者が私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設に実際に納入した保育料

3 対象除外

次の各号に掲げる項目に該当する場合は、園児保護者負担軽減給付費Vの給付対象としない。

- (1) 別表3による給付を受けた月
- (2) 他の市区町村における本給付費と同趣旨の給付制度又は補助制度の適用を受けた月
- (3) 八王子市認可外保育施設保護者負担軽減給付費等、市における本給付費と同趣旨の給付制度又は補助制度による給付を受けた月

4 給付単価（月額） 3,500円

別表 6

保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設の基準

第 2 条第 3 号に規定する保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設の基準については、次のとおりとする。

1 施設の設置目的

幼児教育を行うことを目的として設置された施設であること。

2 公開性の原則

入園児について、企業内雇用者又は公社・公団等の団地住民の子弟のみを対象とするなど、一部特定の幼児に制限することのない施設であること。

3 教育内容

幼児教育について教育方針又は計画があり、幼児の成長発達に応じて計画的に継続して幼児教育を行う施設であること。

4 入園対象

満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象とするものであること。

5 一学級の幼児数

一学級の幼児数は、原則として 35 人以下であること。

6 学級の編成

学級は、原則として、学年の初めの前日において、同年齢にある幼児で編成するものであること。

7 教諭

施設の長のほか、学級ごとに専任の教諭（教育職員免許法（昭和 25 年法律第 147 号）に定める教諭免許状を所持する者）1 人を置かなければならない。なお、その中の半数以上は、幼稚園の教諭免許状を所持する者でなければならない。

8 教育週数

毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、原則として、39 週を下回ってはならない。

9 教育時間

教育時間は、1 日 4 時間を標準とするものであること。

10 施設及び設備等

(1) 施設及び設備に関しては、少なくとも次に掲げるものを備えていること。

ア 保育室

イ 便所

ウ 保健設備、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

(2) 保育室の数は、学級数を下回らないことを原則とする。

11 園則

次に掲げる事項を記載した園則を設けていること。

(1) 修業年限、学年、学期及び教育を行わない日に関する事項

(2) 教育課程及び教育週数に関する事項

(3) 収容定員及び教職員組織に関する事項

(4) 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項

(5) 入園料、保育料及びその他の費用徴収に関する事項

令和3年度（2021年度）八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減給付費取扱要領

第1 通則

この取扱要領は、令和3年度（2021年度）八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減給付費実施要綱（以下「要綱」という。）に関する細目を定めるものとする。

第2 要綱第2条第5号の「幼児」の年齢について

幼児の年齢計算は、当該年度4月1日現在の満年齢（満3歳児については、当該年度中の3歳を迎える誕生日の前日）による。

第3 要綱第2条第5号及び第6号の「特に市長が認めた場合」について

やむを得ない事情があると認められる場合で、八王子市内の居住を証する書類を添付のうえ、住民登録地外居住の申出のある場合とする。

第4 要綱第2条第8号の「保護者」について

幼児が里親に委託されている場合又は私立の児童養護施設等に入所している場合は、申出のあった里親又は当該施設の長を含める。

ただし、児童養護施設の長、里親、ファミリーホームの事業者等、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金において幼稚園費の支弁の対象となる者を除く。

第5 要綱第5条の「給付対象期間については、別に定める」及び要綱第7条第3項の「給付額算定方法は別に定める」について

1 別表1 園児保護者負担軽減給付費Ⅰ

- (1) 月途中入園者 入園した日から起算
- (2) 月途中退園者 退園した日まで算入
- (3) (1)(2)にかかわらず、転園を伴わない月途中の市区町村間の異動であって、かつ異動前又は異動後の市区町村と協議を整った場合における園児保護者負担軽減給付費Ⅰにあつてはこの限りでない。

2 別表2 園児保護者負担軽減給付費Ⅱ

- (1) 月途中入園者 入園した翌月から起算
- (2) 月途中退園者 退園した月まで算入
- (3) 各月1日転入者 転入した月から起算
- (4) 各月2日以降転入者 転入した翌月から起算
- (5) 各月1日転出者 転出した前月まで算入
- (6) 各月2日以降転出者 転出した月まで算入

3 別表3 園児保護者負担軽減給付費Ⅲ

- (1) 月途中入園者 入園した月から起算し、給付単価（月額）満額を給付する。
- (2) 月途中退園者 退園した月まで算入し、給付単価（月額）満額を給付する。

4 別表4 園児保護者負担軽減給付費Ⅳ

- (1) 月途中入園者 入園した日から起算
- (2) 月途中退園者 退園した日まで算入
- (3) (1)(2)にかかわらず、転園を伴わない月途中の市区町村間の異動であって、かつ異動前又は異動後の市区町村と協議を整った場合における園児保護者負担軽減給付費Ⅳにあつてはこの限りでない。

5 別表5 園児保護者負担軽減給付費V

- (1) 月途中入園者 入園した月から起算し、給付単価（月額）満額を給付する（別表3による給付を受けた月を除く。）。
- (2) 月途中退園者 退園した月まで算入し、給付単価（月額）満額を給付する。
- (3) 月初時点で私立幼稚園に満3歳未満児として在籍し、月途中で満3歳に達した日を迎えた幼児は、当該月を給付対象に含めない。
- (4) 月初時点で幼稚園類似の幼児施設及び保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設に満3歳未満児として在籍し、月途中で満3歳に達した日を迎えた幼児は、当該月を給付対象に含める。

第6 要綱第2条第12号及び別表1及び別表4の「世帯」について

- 1 幼児と生計を一にしている父及び母並びにその配偶者（内縁関係を含む。）
- 2 父母以外の者が幼児と生計を一にし、幼児を扶養している場合、その扶養者（家計の主宰者に限る。）
- 3 父又は母が幼児と居住が別の場合でも、生計同一にある場合には同一世帯として取り扱う。
- 4 世帯を構成する者が月の初日に変更があった場合は当月以降から、月の2日以降に変更があった場合は翌月以降から、前1号から3号に基づき補助金額を決定する。
なお、父又は母の一方が幼児と同一の世帯に属していないと認められる場合は以下の日付とする。
 - (1) 離婚が成立した日付
 - (2) 父又は母が死亡した日付
 - (3) 配偶者からの、精神的、肉体的暴力により、官公署に被害者であることが届けられた日付（書面で確認できる場合）
 - (4) 家庭裁判所へ夫婦関係調整調停を申し立て、受理されていることを確認できた日付（書面で確認できる場合）
 - (5) その他市長が特に必要があると認めた場合
- 5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の対象となる特定中国残留邦人等の属する世帯は、生活保護法の規定による保護を受けている世帯として取り扱う。なお、取り扱うに当たって、支援給付の受給者証の写しの提出をもって確認する。

第7 別表1及び別表4の「小学校3年生以下」について

就学免除等により、兄・姉が小学校に就学していない場合や特別支援学校の小学部に在籍している場合であっても、小学校1～3年生の就学年齢と同一年齢である場合は、小学校1～3年生の兄・姉とみなす。

第8 別表1及び別表4の「家庭的保育事業等」について

児童福祉法第24条第2項に定める家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）をいう。

第9 別表1及び別表4の「市区町村民税の所得割課税額」について

- 1 租税特別措置法による住宅借入金等特別課税控除、配当金控除、外国税額控除、寄附金控除などの適用前の額とする。ただし、調整控除を除く。
- 2 指定都市で市区町村民税所得割課税額が算出されている場合は、新税率により算出された市区町村民税所得割税額に6/8を乗じた額を用いて所得階層算定を行う。また、市区町村独自の減税措置等により

市区町村民税率が6%ではない場合は、市区町村民税率が6%になるよう新税率に適切な割合を乗じて算出する。

第10 要綱第8条の申請添付書類について

- 1 市区町村民税課税証明書は、賦課地の市区町村が本人宛に通知した納税通知書等の写により、また、賦課地が八王子市の場合は、市長が課税台帳を確認することにより課税証明書の提出に替えることができる。
- 2 市区町村民税課税証明書について、給付費を算定するに当たって必要となる課税対象期間において日本国内に住所を有しない場合は、市区町村民税額を算出するに足る前年の所得額等、必要事項の記載された書類又は申出書の提出に替えることができる。

第11 要綱第10条の給付額の決定に係る審査等と決定の保留について

- 1 給付額の決定に当たり、給付額算定対象年度の前年又は前々年に日本国内に住所を有していなかったため、市区町村民税の課税がされない世帯については、第10により提出された書類等に基づき仮に算出した市区町村民税相当額により審査することができる。
- 2 未申告により市区町村民税額が決定していない等で、市区町村民税が確認できない世帯、給付額の決定の審査等に際し必要とする書類が不足している世帯及び市区町村民税所得割課税額が確定しない世帯の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - (1) 別表1 園児保護者負担軽減給付費Ⅰ 区分6の該当者として給付額を決定する。
 - (2) 別表2 園児保護者負担軽減給付費Ⅱ 要綱に規定する給付単価(月額)満額を給付する。
 - (3) 別表3 園児保護者負担軽減給付費Ⅲ 要綱に規定する給付単価(月額)満額を給付する。
 - (4) 別表4 園児保護者負担軽減給付費Ⅳ 区分6の該当者として給付額を決定する。
 - (5) 別表5 園児保護者負担軽減給付費Ⅴ 要綱に規定する給付単価(月額)満額を給付する。
- 3 保育料を滞納している世帯に係る滞納月の給付については、対象除外とする。